

令和 5 年度 第 2 回

かごしま外国人材受入活躍推進会議

[~外国人材の地域への定着について~]



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



1. 在留外国人の増加が見込まれる在留資格

就労する外国人を中心に外国人材の受入れ拡大が予想されます。様々な国籍・年齢の生活者が増えると地域の多様性は高まり、新しい変化のきっかけになります。

増加が見込まれる在留資格

■ 外国人留学生の受入れ拡大

2033年までに外国人留学生の受入れ数40万人の実現を目指すとともに、国内就職率を60%に引き上げることを目標として工程表が策定されました。

■ 専門学校を修了した留学生の要件緩和

就労資格への変更において、認定を受けた専門学校を修了した留学生が、大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとなるようガイドラインを改正することが検討されています。

■ 特定技能2号における分野の追加

12の特定産業分野のうち、建設、造船・舶用工業分野のみが対象となっていましたが、介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入れが可能となりました。家族の帯同が認められることとなるため、「家族滞在」により在留する配偶者や子どもが増加することも予想されます。

■ 技能実習・特定技能制度の見直し

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成の2つを目的とした新たな制度「育成就労（仮称）」の創設が検討されています。

2. 地域への定着のために

外国人材の受入れが拡大すれば、帯同する家族も増えます。就労する外国人だけでなく、その家族に対するサポートも重要になります。

家族に対するサポート

■ 日本語教育の充実

日本語教育を受けたことのない外国人親子の増加が見込まれます。各地域において、日本語を学んだり、住民と交流する機会など、外国人をサポートする体制・取組みが求められます。

■ 多言語・やさしい日本語による情報提供

日本で生活するために必要な情報について、外国人にも理解ができる言語による情報提供が求められます。また、必要な情報にだどり着くことができないという声もありますので、効果的な情報発信の方法について更なる検討が必要です。

■ 相談体制の充実・周知

困りごとを抱える外国人への相談体制の充実を図ることが求められます。また、どこに相談したらよいか分からないという声もありますので、困ったときの相談先について、より一層の周知が必要です。

■ 学齢期の子どもに対する適切な進路指導・キャリア教育

外国籍の子どもが将来的に進学・就職し、社会人として自立するためには、適切な進路指導やキャリア教育、相談支援の充実を図ることが求められます。

3. 福岡入管の取組み

共生社会の実現に向けて

やさしい日本語の普及活動

自治体の職員研修などに講師を派遣しています。また、入管庁と文化庁は、やさしい日本語ガイドラインを作成してHPで公開しています。



関係機関合同相談会

福岡労働局や福岡県、福岡市が設置する外国人相談窓口などと協力して、日本での就労を希望する外国人を対象とした合同相談会を開催しました。



外国人相談窓口連絡会

外国人相談窓口（福岡、佐賀、長崎）で相談対応を行っている相談員の方を対象とした連絡会を年4回開催しています。入管手続きに関する研修や相談事例の共有などを通じて、相談対応の質の向上を図っています。

出前講座（出張授業）

外国人との共生について、子どもの頃から「身近で普通のこと」という感覚を身に付けてもらうことが重要なため、小中高生を対象としたやさしい日本語や共生社会実現に向けた取組などに関する出前授業（出張授業）を行っています。



出前講座で学んでみませんか？

目指すべき外国人との共生社会
と
その実現に向けた取組について

分かりやすく説明させていただきます！
(無料で講師を派遣いたします。)

福岡出入国在留管理庁
公式SNSチャンネル
@fukuoka_ika

講座内容

- 1 出入国在留管理庁について
出入国在留管理庁の沿革に込められた意味をキーとして、多様な国籍・外国人の共生社会の実現へのつながりについて説明します。
- 2 やさしい日本語について
外国人の友に言葉や文書を分かりやすく伝えることができる「やさしい日本語」について、使い方のポイントを含めて説明した後、ロールプレイ等を通じ、実際に使ってみていただきます。
- 3 外国人との共生社会の実現に向けた取組について
我が国が目指すべき外国人との共生社会と、その実現に向けて行っている取組について説明します。

所要時間等

所要時間：全体（上記1から3まで）45分から60分程度
対象：小中高生等
※ 小学生は高学年以上を想定しています。大学生も歓迎です。
費用：無料（会場費等は、参加者様ご自身にて御用意ください。）

お電話・お問い合わせはこちら
福岡出入国在留管理庁審査管理部門
〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25(福岡第1法務総合庁舎)
電話 092-717-7595

出入国在留管理庁